コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

MITANI CORPORATION
最終更新日:2015年6月16日
三谷商事株式会社
代表取締役社長　三谷聡
問合せ先:総務部総務課　0776-20-3111
証券コード:8066
http://www.mitani-corp.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、経営の効率化と健全性を高めていくことにより、株主をはじめ取引先・従業員等にとっての企業価値を増大させることが基本的な方針と考えており、経営の意思決定の迅速化、経営の透明性の確保、監督・監査機能の強化を図るため、以下のようなコーポレート・ガバナンス体制をとっております。
取締役会につきましては、グループの経営方針・戦略の意思決定機関および業務執行の監督機関として位置付けており、取締役は5名（内社外取締役1名）で、任期は1年としております。
また、業務執行機関としての執行役員制度につきましては、業務執行責任の強化、明確化を図っており、執行役員は12名で、任期は1年としております。
専務以上で構成される経営幹部会につきましては、原則として毎週1回開催し業務執行に関する重要事項の審議等を行っております。
当社は監査役制度を採用しており、監査役会は常勤監査役1名と社外監査役2名で構成されております。また、内部監査部門として監査室を設置し、コンプライアンスやリスク管理の状況などを定期的に監査しております。
以上により、的確な意思決定と効率的な業務執行を行う一方、適正な監査および監視を可能とする経営体制を構築しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新　10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
一般財団法人三谷進一育英会	2,249,227	7.11
三谷セキサン株式会社	2,217,517	7.01
三谷土地ホーム株式会社	1,832,000	5.79
三親会	1,689,000	5.34
三谷設備株式会社	1,150,800	3.64
第一生命保険株式会社	1,104,000	3.49
東京海上日動火災保険株式会社	1,076,924	3.40
三谷宏治	946,000	2.99
三谷聡	818,500	2.59
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND	782,600	2.47

支配株主(親会社を除く)の有無　―――

親会社の有無　なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分　東京 第二部

決算期　3 月

業種　卸売業

直前事業年度末における(連結)従業員数　1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
佐野俊和	他の会社の出身者								○			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐野俊和	○	独立役員	取締役としてふさわしい人格と識見を有し、また経営者としての豊富な経験と知見を有し、当社グループと重大な利害関係がなく独立性を確保できることから、経営全般の監督と有効な助言が期待できるため社外取締役に選任しております。また、当社と佐野俊和氏の経営する会社とは取引金額が僅少であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

年2回定期の監査報告会を開催しております。その他必要に応じて監査について意見の交換を行っております。
また、監査役と監査室は随時情報交換を行い、業務について有効な監視および監査を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山崎幸雄	他の会社の出身者	●									○	○		
多田順子	その他	●												

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山崎幸雄		―――	監査役としてふさわしい人格と識見を有し、また経営者として豊富な経験と知見を有し、当社グループと重大な利害関係がなく独立性を確保できることから、公正かつ中立的・客観的な視点から適切に監査を行い、経営全般の監督監査と有効な助言が期待できるため社外監査役に選任しております。
多田順子		―――	会社経営に関与した経験は有しておりませんが、さまざまな分野に関する豊富な知識と経験を有していることから、公正かつ中立的・客観的な視点から適切に監査を行え、経営全般の監督監査と有効な助言が期待できるため社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の役員の報酬は、役位に応じた基本報酬と業績等による変動要素を勘案した報酬で、株主総会の承認を得た報酬の範囲内で支出することとしております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役

該当項目に関する補足説明 更新

当社の取締役に対し、その報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより一層強めることにより、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として導入しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

2015年3月期において取締役に支払われた報酬等の総額は303百万円（支給人数5名）、監査役の報酬等の総額は17百万円（支給人数3名）であります。（なお、報酬等の額には当事業年度における役員退職慰労引当金繰入額および取締役にストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額を含んでおります。）
会社法、金融商品取引法、企業内容の開示に関する内閣府令等、関係法令の定めに従って開示を行っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会の決議により取締役および監査役それぞれの報酬限度額（取締役の報酬額は月額50百万円以内、監査役の報酬額は月額2.5百万円以内）を決定しております。各取締役の報酬額は取締役会で決定し、各監査役の報酬額は監査役の協議により決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役につきましては、取締役会の事務局である総務課より取締役会等の開催日程、議案およびその内容等につき、事前に説明を行っております。
また、社外監査役につきましては、要請に応じて監査室が補助する体制となっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

グループの経営方針・戦略の意思決定および業務執行の監督機関としての取締役会は、月1回定時に開催するほか、必要に応じて随時開催しております。
また、業務執行機関である執行役員制度の導入により、業務執行責任の強化、明確化を図っております。
専務以上で構成される経営幹部会は週に1度開催し、当社の経営方針および経営戦略に係る重要事項については事前に議論を行い、その審議を経て業務執行の決定を行っております。
経営執行状況の監督機関としての監査役会は、監査役3名で構成されており内社外監査役は2名であります。
内部監査機能としての監査室は、内部監査の強化を図るため監査室の人員を3名とし、コンプライアンスやリスク管理の状況などを定期的に監査しております。
当社の会計監査業務を執行する公認会計士は高木勇氏、大和田淳氏（連続監査年数3年）であり、太陽有限責任監査法人に属し、また補助者は公認会計士10名、その他4名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

※現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由を記載してください。
当社は監査役制度を採用しており、取締役会、経営幹部会、監査役会および監査室、公認会計士のそれぞれの機関により、的確な意思決定と効率的な業務執行を行う一方、適正な監査および監視を可能とする経営体制が構築できていることから、本体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	2015年3月期の株主総会は6月11日であります。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	株主総会招集通知の早期開示、決算短信等の発表した資料を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	専門部署は設置しておりませんが、山本専務取締役（企画、管理担当）と山本常務取締役（財務担当）が対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	社会貢献活動の一環として、修学困難な学生に学資金を援助する一般財団法人三谷進一育英会、福井県内におけるボランティア活動等を助成する一般財団法人三谷市民文化振興財団を運営しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

※内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。
1.取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
　当社は、役員および従業員に対して、法令遵守は当然のこととして、社会の構成員としての企業人・社会人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動することを求め、またこれらのコンプライアンスに係ることにつきましては社員研修等の実施を通じて周知徹底を図っております。また、法令上疑義のある行為につきましては、従業員が直接、管理担当役員に情報提供を行う体制をとることとしております。

2.取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
　当社は、取締役の職務の遂行に係る情報につきましては、法令や社内規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとしております。

3.損失の危険の管理に関する規程その他の体制
　当社は、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクにつきましては、それぞれの担当部署におきまして、規則・ガイドライン等を制定することとしております。
　また、工場におきましては、環境面、労働安全衛生面、品質面を管理し、リスクの防止に取り組むこととしております。
　万一不測の事態が生じた場合には、対策本部を設置し担当する本部長を決め、各部門の責任者および顧問弁護士等を含む外部アドバイサリーにより構成するチームを組織し、迅速な対応を行い、リスクの拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えることとしております。

4.取締役の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制
　取締役の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎といたしまして、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて随時開催するものとしております。
　また、専務以上で構成される経営幹部会を週に1度開催し、当社の経営方針および経営戦略に係る重要事項について事前に議論を行い、その審議を経て執行決定を行うこととしております。
　取締役会の決定に基づく業務執行につきましては、執行役員規程、組織規程、職務分掌規程におきまして、それぞれの責任者および責任、執行手続の詳細について定めることとしております。

5.当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
　グループ会社における業務の適正を確保するため、取締役はグループ会社におきまして法令違反を発見した場合は、速やかに監査役に報告するものとするとともに、是正するものとしております。グループ会社の経営管理につきましては、各社の自主性を尊重する一方で、子会社管理規程に従い、当社への決裁や報告を行うこととしております。

6.監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
　監査役は、監査室所属の社員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた社員はその命令に関して、取締役、監査室長等の指揮命令を受けないものとしております。

7.取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
　取締役および使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況およびその内容を速やかに報告するものとしております。また、前記に関わらず監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができることとしております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

※反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。
　当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する体制を整えることとしております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、2008年5月8日開催の取締役会におきまして、「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を決定するとともに、当社および当社グループ会社の企業価値・株主共同の利益を確保し、さらに向上させることを目的として、当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」という）の具体的内容を決定いたしました。本プランは、2008年6月20日開催の第91回定時株主総会において承認可決され、2011年6月16日開催の第94回定時株主総会、2014年6月13日開催の第97回定時株主総会において更新が可決されました。

なお、本プランの詳細につきましては、当社のホームページ（http://www.mitani-corp.co.jp/）に掲載しております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

【コーポレート・ガバナンス体制（模式図）】

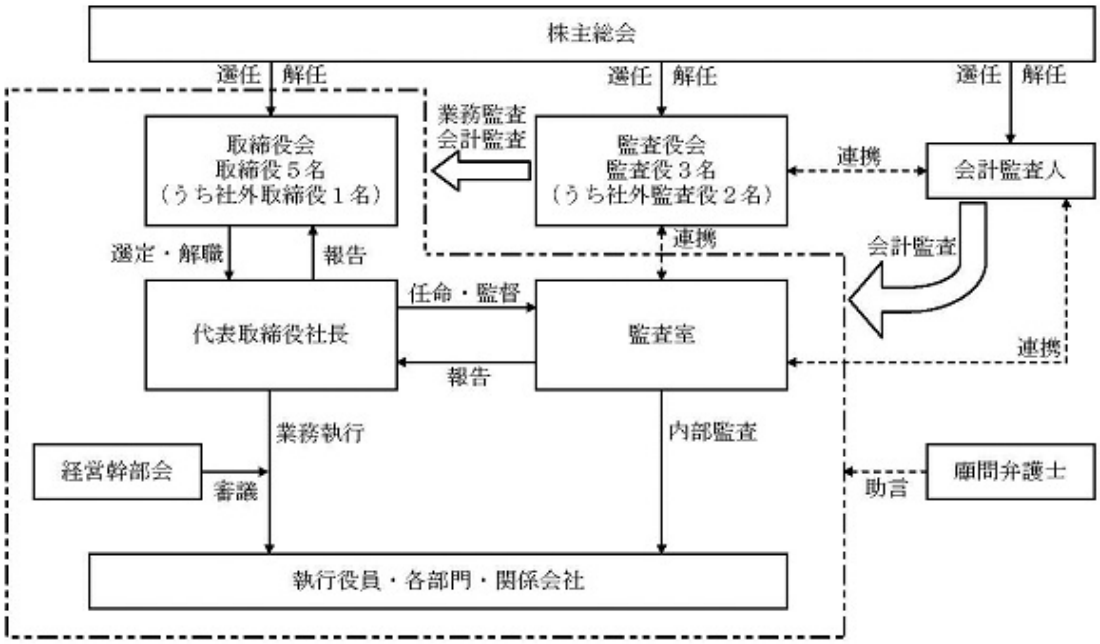

【適時開示体制の概要（模式図）】

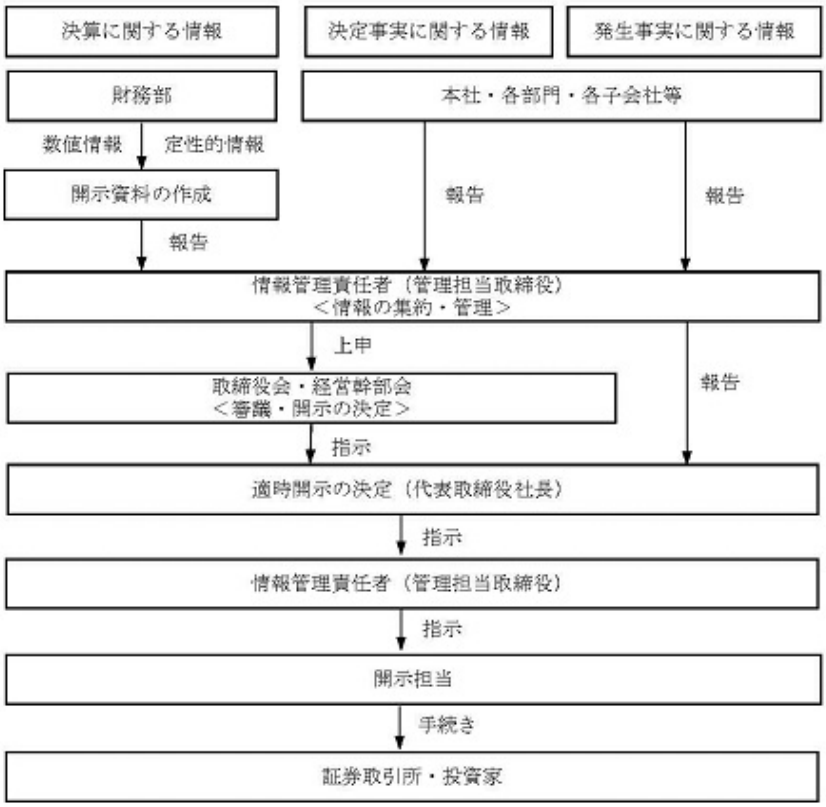

・決算に関する情報は、財務部が開示資料を作成し、情報管理責任者に報告することなっております。
・決定事実、発生事実に関する情報は、本社・各部門・子会社等から情報管理責任者に報告することになっております。
・当社及び子会社等の情報開示に関する管理及び手続きはすべて情報管理責任者の管轄としております。
・株主総会及び株式に関する情報管理及び法定上必要な手続きは総務部が行っております。
・法律の遵守・対応及び契約に関する業務と情報管理は総務部が行っております。
・証券取引所との連絡窓口は情報管理責任者であります。